

第16期第5回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和4年6月15日（水）14:00～15:12

場 所：松江市朝日町478番地18 松江テルサ「中会議室」

出席委員の氏名：福田 薫（1番）、樋野 博實（2番）、堀 浩之（3番）、寺本 太（4番）、月森 久樹（7番）、渡邊 恭郎（9番）、矢倉 淳（10番）、福島 充（11番）、青山 善一郎（12番）、梅田 信男（13番）、中東 達夫（14番）、大野 賢三（15番）

欠席委員の氏名：南 憲吏（5番）、小川 渉（6番）、永松 正則（8番）

1. 開 会

（事務局長が開会及び会の成立を宣言）

2. 挨拶

【議 長】省略

【安木次長】省略

3. 議 事

- （1）まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- （2）知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）
- （3）海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）
- （4）漁業法第91条に基づく指導について（報告）
- （5）その他

4. 議事の概要

【事務局長】（議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。）

【議 長】（議事録署名人として矢倉 淳（10番）、福島 充（11番）を指名。）

- （1）まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

〔事務局説明〕

【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお

願います。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 それでは、本件については異議ない旨、答申いたします。

(2) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお願います。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 それでは、本件については異議ない旨、答申いたします。

(3) 海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお願います。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 それでは、本件については委員一同、同意することとします。

なお、小川委員、南委員のお二人には大変お世話になりました。この場を借りて改めて感謝申し上げるとともに、今後の御活躍を祈念するところであります。

(4) 漁業法第91条に基づく指導について（報告）

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお願います。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 本件は報告ということでございました。

(5) その他

【議長】 以上で予定した全ての議題を終了しましたが、せっかくの機会ですので、御意見、御質問等がありましたらよろしくお願いたします。

【福田委員】 いいですか。ちょっと話が変わるんですが、まき網の灯火規制のことで、昨年12月、ちょっとお話ししたんですが、3月の会合でも白熱した議論、討論あったかと思えます。実際、私が12月にお話しした現状の写真（拡大写真パネルを持参）をちょっと持ってききましたので、皆さんに御覧いただきたいと思えます。これが昨年10月26日、平田沖でのまき網の灯りです。これとこれが一緒ですね、同じ日です。ちょっとずらして写しています。これが11月28日の分ですね。これ一眼レフじゃないです、スマホです。スマホでこのぐらい撮れます。空が灯りで真っ白という状況でした。これは12月に私が漁に出ているときに、実際見に行った灯りです。3隻が灯船ですね。中型まき網なんですけど、水中灯とか見える分で9本入っています。1本が10キロワットだそうで、90キロワット入っています。上にメタハラ、20本ありますね。4キロワットとして80キロワットがついています。船番が見えますので、浦郷の船と分かります。現状こういうことですよ。10キロワットという規制なのに、メタハラの中に5キロワットぐらいのハロゲンが7個ついていますので、さらに35キロワット。そういう設備をしとられるんですよ。ある人から、設備しとって使おうとは限らんがって言われました。でも、使っていますよね。設備があれば誰でも使おうとは思いますが。これでいいのかなと思うんですが。皆さんの御意見をちょっとお聞きしたいと思えます。ほかに、隠岐船団、島根県内全部の船の設備を撮った写真もあります。御覧になりたい方は後でどうぞ見てください。以上です。

【議長】 では、皆さん、意見等ございましたらよろしくお願ひします。

【堀委員】 福田さんから話があったんですけども、やはり我々漁業者としても操業の秩序ってというのが一番大事ですよ。そのためにTACがあったり、こういう漁業調整委員会の機能があるわけですから。現実問題としてそういう、県の見解が分からないので違法というかどうか、そういう言葉を使っていいかどうか分からないんですけども、かなり大きな灯火で漁をしとるっていう現実を、今、県のほうはどのようにお考えでしょうか。お考えちょっとお聞かせください。

【議長】 県のほうからコメントをされますか。

【水産課】 前回のときもお話しさせてもらったんですけども、まき網の灯火の問題については、我々も認識はしています。これについては、また繰り返しになるかもしれませんが、平成8年頃に、灯火の10キロワットではなくて、現状に合ったような形に見直す方向で進めていたんですけども、島根県漁業調整規則の改正に水産庁の認可

が必要だったので、県内の調整がある程度目途がついてきたときに、水産庁に、灯火、光力を上げたいんだという話をしたんですが、水産庁のほうから、大中型まき網が10キロワットだということがあって、大中型まき網と県の中型まき網の調整をするのは現段階では考えてないというふうに言われて、規則を改正することができませんでした。いか釣りも10キロワットだったのを60キロワットまで上げるので、併せて中型まき網も現状に合った形に上げたいという動きをしたんですけど、中型まき網のほうには先ほど言ったような形でワット数を上げることができなかつた。一方で、いか釣りのほうはワット数を上げることができたというような経緯があります。そのまま現状に至っているところですけども、漁業法改正により、今までは島根県漁業調整規則で灯火規制をしておりましたけれども、今は島根県漁業調整規則から落ちまして、許可の条件の中で制限するというような形になっております。どこが違うかというところ、ワット数を上げるとか下げるとか、そういったものを水産庁の認可がなくてもできるような状況に今はありますので、島根県としては、今後どういうふうになるか分かりませんが、灯火の問題について検討していきたいというふうに考えているところがございます。ただ、この問題、非常に難しい問題だというふうに考えておりますので、少なくともまず県庁の中で話をもんでからスタートしたいなというふうに思っておりますというところです。それと、前回もお話ししましたけれども、漁業法自体が変わりまして、TACという制度が導入されております。そういったところもあるので、その辺も含めたり、今の漁業の現状というのは隻数なんか減ってきているというようにどこもあるし、水揚げ自体も減ってきているということもありますので、その辺も勘案して、中型まき網に限らず全体的な規制の在り方みたいなところを検討していきたいなというふうにちょっと考えておりますので、その中で中型まき網のことについても考えていきたいというふうに考えているところがございます。以上でございます。

【福田委員】 すみません、今、水揚げのこと言われましたけど、漁師は減っていますよね、実際水揚げも減っていますよね。定置も水揚げ減っていますよね。福島さん、どうです。

【福島委員】 そうですね。

【福田委員】 増えているのはまき網だけですよね。他県の中まきの水揚げ金額は大体2億円ぐらいだそうですね。島根だと多いと10億超えるようなところもあり、同じ中まき

でも、5倍以上の水揚げの開きがある。何か偏っているんじゃないでしょうかね。

【安木次長】 漁獲量とかが、まき網に非常に多くて偏っているんじゃないかと。沿岸の漁業についてはどんどん減っているのに、まき網は変わらないというような御意見。実際に増えていますかね。最近は何減っているかなとは思いますが。根本的な問題として、漁業就業者の数の減少という問題も他方ではあって、沿岸の漁師さんのほうが減り方は、まき網とか底びきとかの方の人数に比べると減りが早いといえますか、そういう実態もございます。他県のまき網と比較してどうかというところは、ちょっと私もよく分かりませんが、先ほど伊藤のほうから説明があったように、沿岸漁業も沖合漁業も含めて、これから島根県の水産業を発展させていくために、漁業法の改正でルールをある程度、県独自で決めていくことができるという中で、例えば灯火の問題とか、TAC管理する魚種がこれから増えるであろう中で、獲れる量が決まっていって、その獲り方は、早く獲るかゆっくり時間をかけて1年かけて獲るのかというような選択はできるというふうに思っています、獲り方は様々あるんじゃないかなという考え方もございます。そういう中で、県の決める規則とか漁獲のルールっていうのをどういうふうにしていくのかっていうところを、これから検討する必要があるんだろうなと思っています、その中で、灯火問題に限らず、許可漁業等についてはそういう検討をやっていかなきゃいけないんだろうなというふうに思っています。先ほどの写真見て、それが違反かどうかっていうのは見ても分からないんですけども、装備自体は確かに10キロワット以上の能力は間違いなくありますし、それをつけていて操業していたら現行ではルール違反になるのかなという気はしますが、じゃあそれをルールどおりの灯りに戻すべきなのかどうなのかっていうところや、それを厳格に取り締まっていくか、あるいは今ついている灯りを外すのかどうかというような議論も含めて、ちょっと検討しなきゃいけないんだろうなというふうに思っています。もうしばらくお時間をいただけたらと思います。

【福田委員】 建造許可は県が出しておりますよね。

【安木次長】 建造許可の時に装備に関して、漁業許可を想定した、ある程度の制限みたいなものができるかどうかも含めて、議論しなきゃいけないんだろうなというふうに思っています。ちょっとなかなか難しい問題ですので時間がかかるとは思いますが。

【福田委員】 「せいふう」の取締りはどうなっているのか。

【水産課】 なかなかこの場でお話するのもあれなんです、先ほども言いましたように、

県としてはまき網の灯火の規制を上げるんだという方向で平成8年頃に進んでいた経緯もあって、今のような現状があるということでございます。

【福田委員】 そのときに何キロワットぐらいの設備計画だったんですか。

【水産課】 今ちょっと覚えていないんですけども、100とか200とかという数字だったと思います。

【福田委員】 （写真を見せながら）これが200ですよ。大中まきではいくらぐらいなんでしょうか。

【水産課】 ちょっと今、はっきり分かりませんが、そこまで大きくはないと思います。

【福島委員】 小さいですよ。

【大野委員】 私、現役のいか獲りなんだけど、もう何回も顔が見られるとこで囲まれてやられてます。保安部にも何十回の電話しました。でも、保安部は、行っても灯を消したら終わりと言われるんで、一切出てくれません。小底が違反操業したときには警備艇がやってきて捕まえるのに、何でほんならまき網は捕まえないんだらうかって、これが不思議でならない。小底はヘリで来て捕まえるのに、位置ほど分かりゃいいんだから。だったらほんならヘリで来れば位置が分かるんだから、灯はつけてんだから。そしたら簡単に捕まえることができると思うんだけど。もう顔が見えるぐらいの範囲で5隻ぐらい、船の周りにいる。人の魚をみんな獲るっちゃう考えであいつらは来るからもう太刀打ちならんですよ。そういうことって保安部に何かもっと力を加えてもらっちゃうことはできないもんなんですかね。

【水産課】 保安部もなんですけど、そこは県も保安部も同じなので、貴重な御意見として賜りたいと思います。

【福島委員】 福田委員に確認なんですけど、それは違反操業の範囲内ですか。3マイル以上ですか。

【福田委員】 3マイル以上。

【福島委員】 私らも40年前ぐらいから、まき網と沿岸漁業者と、あと小底さんも含めたトラブルやら摩擦がもう常にありました。それで、ちょうど定置なんかでいうと、一本釣りのいか釣りがこれから盛んになりますよね。あれも40年前と今とでいうと、同じ何キロ何灯規制であっても、設備も電気の質が変わってしまって、すごく明るい。これは何ぼ何でもやれんけん、定置は禁止区域が決まっって、西が何百メートル、東が何百メートルなんですけど、うちの地区では江津地区の取決めで、江津の一本釣りさ

んには定置周辺の1,000メートル以内は入ってくるなというような話合いをして、それに従ってもらってやってきたという感じですよ。今のまき網さんの場合は、やっぱり昔の灯は定置に近く、すごい灘に入ってきて操業したりして、私ももう月に5回も6回も晩に沖出て、追い出してというようなことを繰り返してましたけどもね。だから本当、この灯火のまき網の問題、あるいは小底さんも最近ね、すごい紳士的な方ばかりで違反操業されんのんだけど、やっぱりその辺時間もかかるでしょうし、まして大型のまき網なんか出してくるともう、大型のまき網そのものの組織がもう絶大な権力持ってますから。こちら日本定置協会が何ぼマグロの問題で話を持っていっても、結局はもう国はまき網のほうを向いていて、ポンってはねられるような感じになっておりましたんで、本当その辺は、ちょっと時間をかけてでも、今言われるように灯火のキロワットを上げて焚く数の制限入れるとか、何かいろんな工夫をしながらやっていくしかもう手がないのかなと。

【月森委員】 隠岐海区ではこの話は出んのんですか。

【水産課】 隠岐海区では出てるというのは聞いていません。

【堀委員】 やっぱり現実的に10キロワットっていう規制があると、それはやっぱり現状どうか、我々の感覚からしても小さいなとは思いますがね。恐らくそれでは商売にならないと思います。平成8年からそういう現状を追認みたいな形でもってこられて、そういう中、規制について、水産庁のほうからのまた難しいお答えがあったみたいで、県独自にはできないかもしれないんですけども、そこをやはりまき網さんと県とでしっかり話をして、これ以上の設備、過剰投資ですよ。過剰投資をすれば必ずそれだけ出とるにゃいけんわけです。今、安木次長のほうから1年通して獲るか、早く獲るかという話があったが、過剰に設備投資をすれば、必ず早く獲ります。やっぱりそこを規制として、明文化しなくてもいいです。難しいことがあるんでしょうけど、そこをやっぱり業者と県との約束で、ある程度、灯火規制をして過剰投資をしないようにすれば、無理してそんな急いで獲らんのんです。やっぱり年間漁ができるっていうのが本当が一番いいと思いますけど。やっぱり先取りで勝った、それを続けとっちゃ、やっぱりイワシはなくなります。イワシは食物連鎖で下のほうにおいて、他魚種の餌になるもんですからね。そういうところも考えてちょっと、議論っていう前にやっぱり早急に対処していただいたほうがよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

【安木次長】 先ほど御意見あった、規制を変えようとした過去で、国から、なかなか難し

いというか、できなかつたっていうところがある。けど、県独自に頑張っしてほしいという御意見ですが、重複になりますけれども、漁業法の改正によって県独自にそういうルールを決められるような部分も出てきたというところで、抜本的な水産業全体のためにどういうルールがいいのかというところを検討したいなというふうには思っています。それとマイワシのお話出ましたけれども、今年の3月ぐらいに非常にイワシが捕れ、非常に豊漁でした。イワシの場合は1月から12月の期間にこれぐらいっていうTACが決まってるんですけども、5月ぐらいにはもう超えてしまいそうな勢いになったというところで、やっぱりまき網の方々も、いだけ獲ってしまう、早獲りっていうことをやると、やっぱりTACが決められていて、イワシが獲れなくなったらほかの魚来るかっていうとそういう保証もないわけですから、上手にそのTACをその期間内で消化していかないといけないなという認識は持っていたかかなと思ってまして、そういう資源管理の意識っていうのは、特にまき網の場合はアジ、サバ、イワシ、今現在TAC魚種となっている魚をたくさん捕られるものですから、資源管理の意識は醸成されてきたかなというふうに思っていますので、これから魚種が増えていけば、まき網に限らず、底びき、あるいは沿岸の定置、一本釣りの方々みんな関わらざるを得ないので、じゃあ限りある資源をどうやって獲っていくかっていう、その獲り方の問題。あとは住み分けといいますか、配分の問題っていうのは改めてちょっと検討していくべき話だなというふうに思っているところです。

【矢倉委員】 私は漁業者じゃないので、客観的にただいまの議論を聞いておりますと、県の行政のほうは少し逃げ腰になってらっしゃるなという気がしてなりません。やっぱり物事はきちんと整理整頓、解決していくためにはそれに立ち向かわないと、いつまでもその平成8年からのやつをずるずる今日まで来て、なお修正されないというのは、外から見てるとおかしいなという感じがしてなりません。ぜひ期限を切って、隠岐海区の皆さん方とも腹を割って話をさせていただいて、やっぱり皆さんが納得した形で島根県の漁業が健全に発展するようにすべきじゃないんでしょうか。ぜひそのようにお願いしたいと思います。以上です。

【水産課】 貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃられるように期限を切ってというお話があるんですが、ちょっとそこはなかなか難しいところがあって申し訳ないんですけども、ただ、前に向かうように進めていきたいというふうに思っております。

【青山委員】 ちょっと教えていただきたいことがあるんですが、先ほど伊藤さんおっしゃ

られた、いか釣りが10キロから60キロ、60キロか70キロか知りませんよ。変更になったときが平成8年のことなんですか。平成8年のときに、そういった、いか釣りはできて、まき網は駄目だったっていう。なぜいか釣りは改正できたんですか。

【水産課】 いか釣りは、調整相手がいなかったもので、島根県の要望通りとなった経緯があります。いか釣りは、県外船のほうが灯火が大きく、県内の漁業者から大きくして欲しいとの話があったと思います。一方で過当競争にならないように上限を調整したと聞いております。

【青山委員】 60キロっていうのは、具体的にはどがな船が60キロなんですか。

【水産課】 19トンまでが60キロワットです。

【青山委員】 じゃあ、もう1つ質問。今の中型まき網の件ですが、獲っていい魚種、獲っちゃいけない魚種っていうのはありますか。許可が出てない魚種っちゅうのはありますか。私ちょっとよそから小耳に挟んだついでに聞きたいんですけど。先ほどTACの話も出ましたけど。

【水産課】 獲ってはいけないという魚種は定められていません。アジ、サバ、イワシを目的に獲ってくださいとなっています。

【青山委員】 それはどの程度の強制力。法律の曖昧さみたいなところですか。それも島根県さんの、いわゆる先ほど漁業法変わって決められるよ、ちゅう中にも入っとるわけですか。

【水産課】 それ自体はもともと島根県でも決められます。

【青山委員】 いわゆるアジ、サバ、イワシを中心として、まあほかにも獲ってもいいよっていうところが、そういった文言が入ってるのもその法律の中に入ってる。私はよう分かんけど。

【水産課】 特に島根県漁業調整規則とかでこれしか獲ってはいけないというようなことは決まっていません。

【青山委員】 アジ、サバ、イワシを何でしたっけ。

【水産課】 目的。

【青山委員】 イサキ主体で獲った場合は目的としてないちゅうことですか。ようありますが。ブリ主体何トンっちゅうなら、そんならアジ、サバ、イワシを目的しちゃうけど、入ったらブリだったちゅうことですか。だから、いろいろなところが曖昧だいうことなんですね。課長、どげですか。

【染川課長】今の許可は、アジ、サバ、イワシを目的としたという許可になっておりますので、アジ、サバ、イワシを目的に漁獲した結果、ブリとかが多くを占めてたといったようなことであれば、それに対して駄目だよという規定にはなっていないということです。

【青山委員】分かりました。平成8年以降に再度議論はなかったということですかいね。

【水産課】その後は、すいません、ずっと追ってないんですね、その後あったかなかったか今、答えられないんです。

【青山委員】ルールを決める、決められる、方々ですよ、皆さんは。私はルールは決められんですから。やっぱりルールを決めとられる人が立ち向かってもらわんとね。私は文句は言えますけど、どげしゃもないですもん。意見聞かせてごせってこの間も言われて、ここは海区でそういう場かもしれませんね。でも、言ったけん、難しいけんっていうのも、毎度言いつちよられた。ちったあ何ぞ、こぎゃん進捗状況ですとか、先ほどおっしゃられた期限を決めて、なかなか難しいとおっしゃいましたが。何で難しいかをちゃんと言ってごさんと分かんんですがね。来年なのか5年後なのか10年後なのか、100年後なのか、分かんんですが、何で難しいのか明確に教えてください。そうすると私は人に、ああ、こぎゃん問題があって、これは1つずつ、これは1年ぐらいで解決するとか言える。ここで聞いた話では説明になりませんで。前も言ったように、うちは若い者も抱えちゃうます、子供もおりますけん、さあ漁業に向かわせるか向かわせんか分かんんですよ。だけどやっぱりきちんとしたもんがあって、自分たちの将来これを担保できますよっちゅうことがあって初めて若い者に伝えられる。先ほど課長おっしゃいましたが、給料が担保されちようとして漁業するか、自分が投資してゼロからやるか。これ誰がばくち打ちみたいなことをこの世の中でしますか。やはりある程度その所得あるっちゅうこと、つまり、こういったルールづくりをして安全に確かに資源豊かな国をなりわいとしてやるほうが、そういった担保ができれば漁業者は増えますわ。どんどこんどこ違反して、何となくアジ、サバ、イワシ捕り行ったけどブリが捕れて、ああ銭になりました、それで給料が取れましたっていう漁業者の若い人たちが増えてますって言われても、ちょっとねえ、違うだないだあか。違いますか。うちも雇用しますけんね、月これぐらいですよ、これからこれぐらいになりますよ、あんたやつ入りませんかかって募集します。だけん担保されちようけん、それで給料少なかったら入らんし、やってえらかったら辞める。担保がないもん、こ

れじゃ、ねえ。いかがでございますか。毎回海区で言ってもらえませんか。ここまで進みました、これぐらい議論しました。教えてもらえませんか。これだけ意見が出ちよられ、難しい難しい、毎回毎回言って。議長も長いことおられますが、どげ思われますか、このことは。大体あんまり議長は言うもんじゃないかもしれませんけどね。

【議長】なかなか正式な議事場で言える話と言えない話というのがいろいろあるんだろうと思うんですけど、この問題はすごく難しいところがあって、なかなかこうします、ああしますというのがスパッととは言えないというのは非常に分かるんですね。皆さんの抱えとる漁業とまき網との競合と調整。県としては県全体の水産業、マクロで見た水産業をどういうふう発展させていくかという話もあるし、沿岸のほうも大事にしていかにやいかんいうことで、パッとこう決められるような話じゃない。これが灯火のほうは例えば100キロワットのところが120キロワットになつとるとか、そういうことであるとまだ分かりやすいんですけど、やっぱり桁数が違うような話ですので、この辺でどうかというような話はなかなかできないんじゃないかという気はします。あまり私が物言っちゃいかんのですけど。ただ、この問題につきましては、新しい漁業制度、TAC等も含めて、また、魚価の在り方とか規制の在り方いうのを県のほうもいろいろこれから検討をしていくということをおられますので、そこは酌んでいただければという気はするんですけどね。

【青山委員】実は、福田さんが出された写真っていうのがありましたが、私も実際、恵曇から美保関周辺で、1時間弱かけて定置の場所へ来たら、そばにまき網がおる。さあ網揚げてみよう、あら魚がおらだった、昨日あげおったになあいうて。それは分からんですよ、私、魚ずっと追いかけてもうもんじゃないです。そりゃあずっと追いかけてちよりゃあ分かあかかもしれませんけどね。違うかしらんですよ。またこうなると思うとね、いても立ってもいられんでね。先ほど議長がおっしゃられて、私なんかべらべらしゃべってもいけません、非常に難しい問題があるとは思いますが、役員の人として水揚げのこと考える、それはまき網の方々が多大なる貢献されている。十分承知しております。しかしながら、やはり、テーブルに乗せん限りは、ずっとこげに隠いちゃったって、これ、解決せんですけんね。

【月森委員】この議論は、隠岐海区で出すっていう話だったけど。違ったっけ。

【安木次長】そういう話はしていなかったと思います。

【月森委員】誰かが議案に上げていただいて、隠岐海区で一回話し合いしてもらおうという

か、本土側の認識がそういうふうになっておりますよということを分かって、周知していただく意味においても、隠岐海区の議案にこの話を出してくれと。本土側ばかり盛り上がっても駄目だと思います。

【安木次長】ただいま月森委員さんの御提案、隠岐海区、島根海区と島根県2つあって、隠岐海区のほうが圧倒的にまき網の船団数多いわけですので、そういう議論を隠岐でもやっていただくこともいいことだと思いますので、そういう方向も考えていただけたらと思います。

【議長】そのほかございますでしょうか。

それでは、無いようですので、以上で議事を終了したいと思います。事務局から次回
の開催予定について説明をお願いします。

【原事務局長】次回は、漁業権の絡みの海区漁場計画の素案などを御審議いただくため、10月か11月頃に開催をしたいと考えております。また改めて日程調整等させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【議長】それでは、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(6) 閉 会

【議長】（閉会を宣言 15:12）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次 長	安木 茂
農林水産部水産課	課 長	染川 洋
	グループリーダー	伊藤博理
	主 任	平松大介
東部農林水産振興センター	部 長	道根 淳
	係 長	高橋一郎
西部農林水産振興センター	部 長	小谷孝治
	水産課長	曾田一志
水産技術センター	所 長	川島隆寿
島根海区漁業調整委員会	事務局長	原 修一
	主任書記	渡邊朋英
	主任書記	佐々木雄基

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和4年6月15日

議 長

中東 達夫

議事録署名者

矢倉 淳

議事録署名者

福島 充